

## 第1章 みどりの基本計画の改定背景と視点

---

## 1. みどりの基本計画とは

みどりの基本計画とは、『都市緑地法<sup>1</sup>』及び『杉並区みどりの条例』により、区が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する緑の総合計画です。

## 2. 改定の背景と位置づけ

### 1) 改定の背景

本区は、平成6年の都市緑地保全法<sup>1</sup>改正による「緑の基本計画」の法規定を受けて、平成11年に「杉並区みどりの基本計画」を策定しました。その後、緑被率の目標数値を達成したことや、全区域を緑化重点地区(p52を参照)に指定したことから、平成17年度に計画を一部改定しました。しかし、近年、国や都の法や計画が創設・改正・策定されたこと(表1-1参照)、みどりの実態調査結果(平成19年度)を反映させる必要があることから2回目の改定を行うこととしました。

表1-1:平成11年以降にみどりに係わる法・制度・計画の創設・改正・策定の項目別一覧

項目	法・制度・計画の名称
地球温暖化対策	地球温暖化対策推進大綱(国)/京都議定書目標達成計画(国)
ヒートアイランド現象の緩和	ヒートアイランド対策大綱(国)
生物多様性の保全	自然再生推進法(国)/第三次生物多様性国家戦略(国)生物多様性基本法(国)
安全安心な都市づくり	都市公園法(国)/都市計画公園・緑地の整備方針(都区市町)
地域にふさわしい景観形成	景観法 <sup>2</sup> (国)/美しい国づくり政策大綱(国)/景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(国)
総合	都市緑地法(国)/緑の東京計画(都)/みどりの新戦略ガイドライン(都)/「緑の東京10年プロジェクト」基本方針(都)/緑確保の総合的な方針(都区市町村)

いろいろな法や計画があるんだね!



### 2) みどりの基本計画の位置づけ

本計画は、区の基本構想「杉並区21世紀ビジョン<sup>3</sup>」で、総合目標とした「区民が創る『みどりの都市』杉並」を実現するための部門別計画として、関連計画との整合性を図り、区のみどりに関する施策を推進するものです。また、国・都の計画等との関係をあわせて示すと図1-1のとおりです。

<sup>1</sup>都市緑地法……………緑の基本計画をはじめ、市民緑地、特別緑地保全地区等、都市の緑地の保全及び緑化の推進について、必要な項目を定めた法律。平成16年度に一部改正が行われ、名称も「都市緑地保全法」から「都市緑地法」に改称された。

<sup>2</sup>景観法……………都市における良好な景観の形成を図るため、基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観重要建造物等の指定等、我が国で初めての景観についての総合的な法律である。

<sup>3</sup>杉並区21世紀ビジョン…21世紀のおおむね四半世紀を展望して、杉並区の望ましい将来像、目標、施策の基本指針を明らかにしたものである。

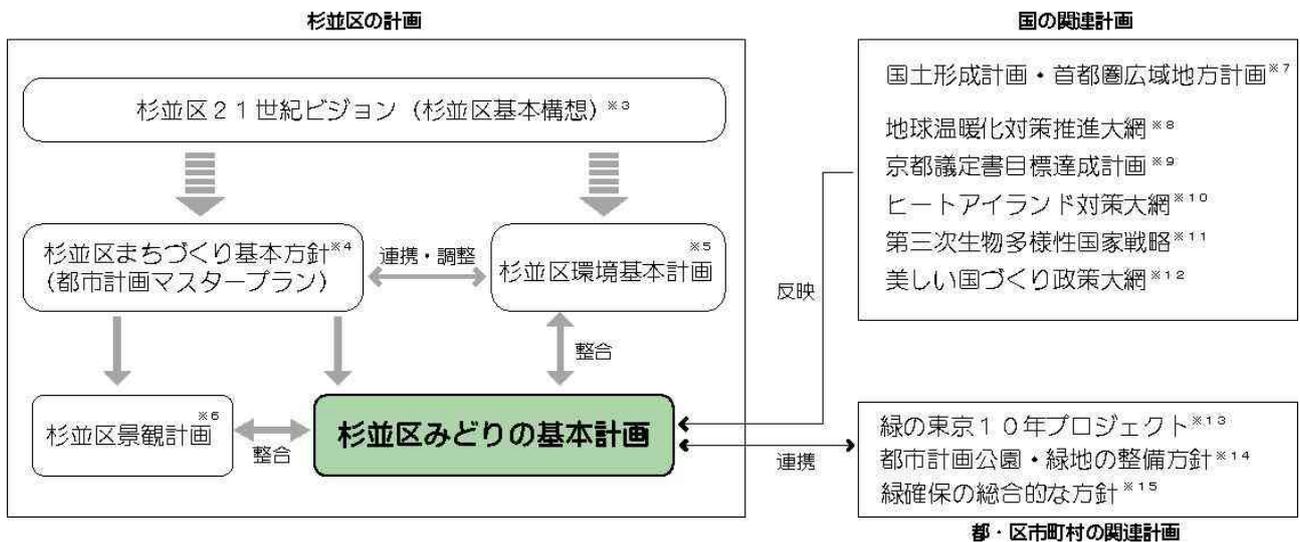


図 1-1：杉並区みどりの基本計画の位置づけ

この計画でいう「みどり」とは、植物などの生きもの、土や水、さらに、農地、樹林、公園、河川等を含めた広義なものとして表現しているよ。それぞれの要素を特に強調する必要がある場合は、「みどりと水」という表現にしているよ。



- <sup>4</sup>杉並区まちづくり基本方針……………区の都市計画に関する基本的な方針を定めたもので、都市計画法に基づく都市計画マスタープランである。
- <sup>5</sup>杉並区環境基本計画……………杉並区21世紀ビジョンに基づく杉並区基本計画が掲げる「環境先進都市」を実現するための施策を体系化したもので、杉並区環境基本条例に基づく計画である。
- <sup>6</sup>杉並区景観計画……………景観法に基づき、景観行政団体が定めることのできる良好な景観の形成に関する計画であり、計画の区域、良好な景観の形成に関する方針、行為の制限に関する事項などについて定めた区の計画である。
- <sup>7</sup>国土形成計画・首都圏広域地方計画…国土形成計画法に基づく「国土の利用、整備、保全を推進するための総合的かつ基本的な計画」で、全国計画と広域地方計画から構成される。
- <sup>8</sup>地球温暖化対策推進大綱……………増加基調にある温室効果ガスの総排出量を早期に減少基調に転換するため、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった取り組みの推進方策を示している。
- <sup>9</sup>京都議定書目標達成計画……………京都議定書で日本に課せられた、温室効果ガスの6%削減を達成するために必要な措置を計画・立案したものである。
- <sup>10</sup>ヒートアイランド対策大綱……………ヒートアイランド対策の4つの柱として、人工排熱の低減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、ライフスタイルの改善をたて、各種施策等を示している。
- <sup>11</sup>第三次生物多様性国家戦略……………生物多様性基本法に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる国の施策の目標と取り組みの方向を定めたものである。
- <sup>12</sup>美しい国づくり政策大綱……………国土を国民一人一人の資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次世代に引き継ぐという理念のもと、美しい国をつくるための15の具体的施策を示している。
- <sup>13</sup>緑の東京10年プロジェクト……………緑あふれる東京の再生を目指して、今後取り組んでいく「緑施策」の基本的な考え方、方向性等を提示した計画である。
- <sup>14</sup>都市計画公園・緑地の整備方針……………2015年までに、東京都の公園・緑地のうち優先的に整備に着手する予定の「重点公園・緑地」や「優先整備区域」を明らかにする事業化計画である。
- <sup>15</sup>緑確保の総合的な方針……………屋敷林や農地など、「今ある民有地の緑」が減少傾向にあるため、守るべき緑を明確化し戦略的に緑を保全するため、都区市町村が策定した方針である。

### 3. 改定の視点

世界中のみどりが減少している今日、地球温暖化やヒートアイランド現象などの環境問題は、全人類共通の重要な課題となっています。私たち地球に暮らす人と全ての生きものは、太陽と水と緑と土によって命が生まれ生きていくことができるのです。

今回の改定では、みどりに対する社会的要請を整理し、次の視点に対応できる計画としていきます。

#### 地球規模での環境問題への対応

近年、地球温暖化・都市のヒートアイランド現象等は、深刻な課題となっています。

地球温暖化問題では、平成 20 年の京都議定書目標達成計画(全部改定)で、わが国は温室効果ガスの 6%削減を定め、平成 21 年にデンマーク コペンハーゲンで開催された第 15 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP15) では、25%削減を表明しています。削減にあたり、都市緑化等は二酸化炭素の重要な吸収源と位置づけられています。

また、日本の 6 大都市では、この 100 年間に平均気温が 2~3 上昇しており、地球の温暖化よりも顕著な進行傾向を示しています。対策としては、みどりの保全・創出を含む地表被覆の改善や水と緑のネットワーク等による都市形態の改善が掲げられています。

本区も地球規模の視点に立った環境保全に積極的に取り組んでいく必要があります。環境問題に寄与する現存するみどりを保全し、新たなみどりをできる限り増やしていく必要があります。

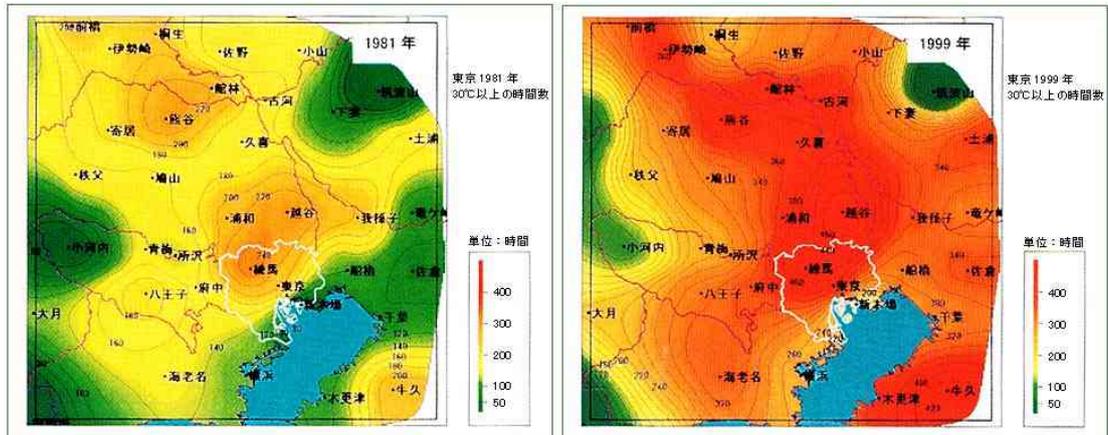
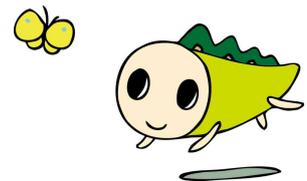


図 1-2：東京地域における高温延べ時間の広がり  
(出典：ヒートアイランド現象の実態解析と対策のあり方についての報告書/環境省/平成 13 年)

#### 生物多様性の向上に向けた取り組み

人類を含めた全ての生きものの生命と暮らしを支えるためには、個々の生きものだけでなく、生態系そのものを守っていくことが必要です。生態系が大きく崩れた要因として、人間が利便性を求めたことによる土・水・大気の汚染、生きものの生息地や生育地の消滅が挙げられます。健全な生態系は、生きものの多様性によって維持され、反対に生態系の破壊は人類そのものの生存を脅かすことにもなります。これまでの開発等によりくずれた生態系を取り戻すため、国は平成 7 年から生物多様性国家戦略を立て、平成 20 年 5 月には生物多様性基本法を制定し取り組みを進めています。ま



た、2010年には、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10<sup>16</sup>）の開催が愛知・名古屋で予定されています。本区においても都市の実情にあった生物多様性の向上に向けた取り組みを進める必要があります。

## 安全安心なまちづくりの対応

阪神・淡路大震災等の教訓を受けて、安全な都市づくりにおけるみどりの重要性が再認識されています。阪神・淡路大震災では、地震により発生した火災に対して、樹木は延焼防止、公園や街路の樹木は焼けどまりとしての機能を果たしました。また、建物の倒壊を樹木が防ぎ、避難する人に空間・時間的な余地を与え、さらに公園緑地は避難場所や救援活動の拠点として活用されました。本区においても、災害に強いまちづくりに資する公園整備や緑化を進めていく必要があります。



写真：防災公園（左：蚕糸の森公園 / 右：井草森公園）

## 後世に伝える“杉並らしさ”の保全

これまでの都市づくりは、経済性・機能性が優先されてきました。しかし、魅力ある景観形成への人々の関心や要望が高まっており、地域固有の景観のあり方が、共通の課題として認識されてきています。

本区において、杉並らしい“個性と魅力”をもったまちとするためには、長い年月をかけて、守り育てられてきた屋敷林や大木等が大きな役割を果たします。私たちは屋敷林や大木等に知らず知らずのうちに、なつかしさや安らぎを感じています。こういった地域固有の景観をつくる屋敷林や大木等を後世に残していくためには、区民共有の資産として守り育てていくことが急務です。

<sup>16</sup>COP10・・・1992年にリオ・デ・ジャネイロにて開かれた地球サミットで生まれた生物多様性条約の10回目の締約国会議。生物多様性条約では、条約締約国が概ね2年毎に集まり、各種の国際的な枠組みを策定することとなっている。



写真左：屋敷林 / 写真右：社寺林

### 協働によるみどりづくりの仕組みの確立

身近なことから地球規模にまで及ぶ課題への対応が求められている今日、みどりがもつ大きな可能性に期待が寄せられています。また、みどりや環境に対する課題について、区民の意識や関心が高まり、実際に行動して環境を改善しようとする取り組みも見られます。

平成 21 年に改正した杉並区まちづくり条例では、事業者も地域社会の一員として、積極的に地域のまちづくりに貢献することが求められています。本区のみどりを量・質ともに充実させ、後世に伝えていくためには、区民みんなの協力はもとより、事業者も重要な役割を担うことをしっかり認識して、みんなでみどりを守り、創り、育てていくことが重要です。また、特に少子高齢化時代では、若い世代を育成しながら、団塊の世代のパワーを十分活かした新たな仕組みづくりを確立していく必要があります。

